

LoGo フォームによる麻薬取扱者免許のオンライン申請について

宮城県保健福祉部薬務課

1 オンライン申請の手順（各免許共通）

- (1) PC やスマートフォン等によりインターネットで薬務課ウェブページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/mayaku-online.html>）にアクセスし、申請する免許の種類に該当する LoGo フォームのリンクを選択する。



- (2) LoGo フォームアカウントを登録する。【任意】

- ・アカウント登録することで、マイページ機能（申請の処理状況ステータス確認、申請フォームへのアカウント情報の自動入力、申請フォーム入力内容の一時保存等）が利用できます。
- ・アカウント登録せずに申請へ進むことも可能ですが、メールアドレス認証は必須です。

- (3) 入力フォームに必要な情報を入力し、添付資料の電子ファイルを添付して申請する。

- ・電子申請では24時間申請が可能です。
- ・受付が完了すると受付番号等が記載された「【重要】仮申請完了のご案内」のメールが届きます。

- (4) 県の担当者が申請内容を確認する。

- ・問題がなければ「【要対応】お支払内容確定のご案内」のメールが届き、マイページにも通知が届きます。
- ・申請内容に修正が必要な場合は、県の担当者より電話又はメールでご連絡します。

- (5) メールに従いキャッシュレス決済で手数料を納付する。

- ・クレジットカード又は PayPay で納付してください。納付が完了すると「【重要】お支払手続き完了のご案内」のメールが届きます。
- ・申請時に免許証の受け取り方法で「郵送による受け取り（郵送料負担）」を選択した方は、申請手数料に加え、郵送料430円もあわせて納付いただきます。なお、同時に同一麻薬業務所から複数の麻薬取扱者免許申請があった場合は1申請分の郵送料でまとめて送付することが可能です。
- ・「郵送による受け取り（返送用封筒提出）」を選択した方は申請手数料納付完了後、必要事項を記入した返送用レターパック又は封筒（必要な金額分の切手を貼付、A4の紙を折り曲げずに入れられる大きさのもの）を郵送もしくは直接窓口へ提出してください。なお、返送用封筒の提出先は、麻薬管理者免許申請及び麻薬施用者免許申請、仙台市内の麻薬小売業者免許申請の場合は薬務課、仙台市外の麻薬小売業者免許申請の場合は麻薬業務所（病院・薬局等）の所在地を管轄する保健所・支

所です。

(6) 県の担当者が支払完了を確認する。

- ・この時点で申請が正式に受理されたことになります。

(7) 免許証を受け取る。

- ・支払完了から概ね2週間程度で免許証が出来上がります。
- ・郵送による受け取りを希望された方は、麻薬施用者免許及び麻薬管理者免許については薬務課から麻薬業務所（麻薬施用者の場合は主たる業務所）あてに免許証を送付します。麻薬小売業者免許については麻薬業務所が所在する地域を管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては薬務課）より送付します。
- ・窓口での受け取りを希望された方は、免許証の発行後、県の担当者より電話でご連絡いたしますので、窓口までお越しください。なお、受け取り窓口は麻薬管理者免許申請及び麻薬施用者免許申請、仙台市内の麻薬小売業者免許申請の場合は薬務課、仙台市外の麻薬小売業者免許申請の場合は麻薬業務所（病院・薬局等）の所在地を管轄する保健所・支所とします。

2 オンライン申請時の添付資料等（免許種類別）

書面による申請時と取扱いが異なりますので注意してください。

(1) 麻薬施用者免許申請

イ 添付書類

☐ 診断書

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF として提出してください）。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所（主たる業務所に限る）で保管しておいてください。
- ・薬務課ウェブページよりダウンロードした様式を使用してください。
- ・診断書の年齢欄には満年齢を記載し、診断日から1ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_診断書」としてください。

☐ 医師・歯科医師・獣医師免許証

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください。
- ・裏書きがある場合は、裏面も提出してください。
- ・当該書類の原本を A4 判に縮小コピーし、それを PDF 化したものでも構いません。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_免許証」としてください。

☐ 別紙様式

- ・ 従たる施設が4以上ある場合のみ提出してください。
- ・ 様式を県薬務課ウェブページからダウンロードして電子的に作成し、Word ファイルで提出してください。
- ・ 医療機関名は医療機関名簿（下記 URL）に記載されている名称で記入してください。（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/iryoukikanmeibo.html>）
- ・ 従たる施設として登録する麻薬業務所に麻薬管理者が設置されているか、確認してください。
- ・ 県外の施設は免許の対象ではないため、記入しないでください。
- ・ ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_従たる別紙」としてください。

☐ 戸籍謄本又は抄本

- ・ 旧姓併記希望で資格証明書に旧姓が併記されていない場合のみ提出してください。
- ・ 当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF として提出してください）。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所（主たる業務所に限る）で保管しておいてください。
- ・ 発行日から 1ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_戸籍謄本」としてください。

ロ 手数料 4, 500 円

- ・ クレジットカード又は PayPay で後日メールの指示に従って納付してください。その他の支払方法には対応しておりません。

ハ 郵送料 430 円

- ・ 免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（郵送料負担）」を選択した場合は申請手数料とあわせて納付してください。

ニ 返送用レターパック又は封筒

- ・ 免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（返送用封筒提出）」を選択した場合は申請手数料納付完了後に必要事項を記入した返送用レターパック又は封筒（必要な金額分の切手を貼付、A4の紙を折り曲げずに入れられる大きさのもの）を郵送もしくは直接窓口へ提出してください。なお、返送用封筒の提出先は薬務課です。

（2）麻薬管理者免許申請

イ 添付書類

☐ 診断書

- ・ 当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF と

して提出してください。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所（主たる業務所に限る）で保管しておいてください。

- ・薬務課ウェブページよりダウンロードした様式を使用してください。
- ・診断書の年齢欄には満年齢を記載し、診断日から1ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_診断書」としてください。

☐ 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師免許証

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください。
- ・裏書きがある場合は、裏面も提出してください。
- ・当該書類の原本を A4 判に縮小コピーし、それを PDF 化したものでも構いません。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_免許証」としてください。

☐ 戸籍謄本又は抄本

- ・旧姓併記希望で資格証明書に旧姓が併記されていない場合のみ提出してください。
- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF として提出してください）。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所（主たる業務所に限る）で保管しておいてください。
- ・発行日から1ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（申請者氏名）_戸籍謄本」としてください。

ロ 手数料 4, 500円

- ・クレジットカード又は PayPay で後日メールの指示に従って納付してください。その他の支払方法には対応しておりません。

ハ 郵送料 430円

- ・免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（郵送料負担）」を選択した場合は申請手数料とあわせて納付してください。

ニ 返送用レターパック又は封筒

- ・免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（返送用封筒提出）」を選択した場合は申請手数料納付完了後に必要事項を記入した返送用レターパック又は封筒（必要な金額分の切手を貼付、A4の紙を折り曲げずに入れられる大きさのもの）を郵送もしくは直接窓口へ提出してください。なお、返送用封筒の提出先は薬務課です。

(3) 麻薬小売業者免許申請

イ 添付書類

☐ 診断書

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF として提出してください）。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所（主たる業務所に限る）で保管しておいてください。
- ・薬務課ウェブページよりダウンロードした様式を使用してください。
- ・年齢は満年齢で記載し、診断日から **1ヶ月以内**のものを提出してください。
- ・申請者が法人の場合は、代表取締役及び業務を行う役員全員分の提出が必要です。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（薬局名）_診断書」としてください。

☐ 薬局開設許可証（許可申請中の場合は薬局許可申請書の写し）

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください。原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所で保管しておいてください。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（薬局名）_薬局開設許可証（又は薬局開設許可申請書）」としてください。

☐ 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図

- ・当該書類を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものは文字情報を残したまま PDF として提出してください）。（指定様式なし）
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（薬局名）_業務所平面図」としてください。麻薬保管庫の構造概要図と同一ファイルの場合は「〇〇〇〇（薬局名）_業務所平面図及び保管庫構造図」としてください。

☐ 麻薬保管庫の構造概要図

- ・保管庫の寸法を記入してください。
- ・当該書類を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものは文字情報を残したまま PDF として提出してください）。（指定様式なし）
- ・業務所の平面図と同一ファイルでも構いませんが、別ファイルの場合は、ファイル名を「〇〇〇〇（薬局名）_保管庫構造図」とし、その他の添付資料の項目に添付してください。

☐ 登記事項証明書

- ・申請者が法人の場合のみ提出してください。

- ・当該書類の原本を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものの交付を受けた時は、文字情報を残したまま PDF として提出してください）。県の担当者が、後日、麻薬取扱に係る調査や立入検査を行う際に、麻薬業務所において診断書の原本確認を行います。その後も、原本は、行政の求めに応じて提出できるよう麻薬取扱者免許の有効期間内は麻薬業務所で保管しておいてください。
- ・発行から **1ヶ月以内**のものを提出してください。
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（薬局名）_登記事項証明書」としてください。

□ 組織図（業務分掌表）

- ・申請者が法人の場合のみ提出してください。
- ・当該書類を明瞭にスキャンして PDF に変換したものを提出してください（電子的に作成したものは文字情報を残したまま PDF として提出してください）。（指定様式なし）
- ・麻薬及び向精神薬取締法における業務を行う役員がわかるように記載してください。（例：麻薬及び向精神薬取締法における業務を行う役員は〇〇〇である。令和〇〇年〇月〇日 △△株式会社 代表取締役 仙台太郎）
- ・ファイル名は「〇〇〇〇（薬局名）_組織図（又は業務分掌表）」としてください。

ロ 手数料 4,500円

- ・クレジットカード又は PayPay で後日メールの指示に従って納付してください。その他の支払方法には対応しておりません。

ハ 郵送料 430円

- ・免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（郵送料負担）」を選択した場合は申請手数料とあわせて納付してください。

ニ 返送用レターパック又は封筒

- ・免許証の受け取り方法で「郵送で受け取り（返送用封筒提出）」を選択した場合は申請手数料納付完了後に必要事項を記入した返送用レターパック又は封筒（必要な金額分の切手を貼付、A4の紙を折り曲げずに入れられる大きさのもの）を郵送もしくは直接窓口へ提出してください。なお、返送用封筒の提出先は麻薬業務所の所在地を管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては薬務課）です。

3 オンライン決済時等の注意事項

- （1） オンライン申請を行う場合の手数料の納付方法はオンライン決済（クレジットカード又は PayPay）のみです。オンライン決済が利用できない場合は、オンライン申請ではなく、従前のとおり書面により管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては薬務課）に申請を行ってください。
- （2） 手数料の納付は申請時ではなく、県担当者が申請内容を確認し、支払い

案内メールを送付した後になります。支払い案内メールの送付まで3開庁日程度いただくことがありますのでご了承ください。

- (3) 受付完了時のメールに、オンライン決済時に必要なパスワードが記載されているため、決済時まで削除せず保管しておいてください。誤って削除等した場合は県薬務課（麻薬小売業者免許申請の場合は管轄の保健所・支所）までご連絡ください。
- (4) 支払い案内メール送付後、決済有効期間内（5日間）に決済が行われなかった場合は、申請を取り消させていただく場合がありますのでご注意ください。
- (5) オンライン決済についての領収書の発行は行っておりませんのでご了承ください。
- (6) オンライン決済時に発生する請求手数料につきましては、県で負担します。

4 お問合せについて

麻薬取扱者免許のオンライン申請について不明な点等ある場合は薬務課監視麻薬班までお問合せください。

また、よくいただく質問に関しては下記に掲載していますので、お問合せの前にこちらも御参照ください。

- (1) LoGo フォームに関するよくあるご質問

<https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/>



- (2) 宮城県への手数料等の支払方法について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>



<問合せ先>

宮城県保健福祉部監視麻薬班

TEL : 022-211-2653 (8 : 30～17 : 15)

E-mail : yakumu-k@pref.miyagi.lg.jp